

政策会議付議事案書（令和7年11月14日）

提案課名 こども政策課

報告者名 大嶋 崇志

事案名	学び直し支援事業の創設について	有 資料 無
目的・必要性	<p>ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るために、より良い条件での就業や転職を支援することが必要です。本市では、指定された講座を受講し、修了した場合に受講料の一部を支給するなど、優位な就職につながる資格取得ができるよう支援しています。しかし、ひとり親家庭の親の中には、現在の学歴により、それらの支援に結びつかないケースがあります。</p> <p>このため、ひとり親家庭の親子に対して、資格取得につながる学び直しを支援し、経済的な自立を支援する必要があります。</p> <p>また、ひとり親家庭に限らず、様々な事情により、途中で学びを断念せざるを得なかつた若者についても、学び直しの機会を確保し、将来の選択肢を広げることを目的とするものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成15年10月 秦野市母子家庭等に対する自立支援教育訓練給付金事業開始 秦野市母子家庭等に対する高等職業訓練促進給付金等事業開始</p> <p>令和7年3月実績 自立支援教育訓練給付金 2件 257,250 円 高等職業訓練促進給付金 18件 18,732,000 円 高等職業訓練修了支援給付金 10件 375,000 円 特定高等職業訓練促進給付金 10件 3,030,000 円</p> <p>8月 児童扶養手当受給者にアンケート実施によりニーズ調査</p>	
決定等をする事項	<p>ひとり親家庭の親及び20歳未満の若者を対象とし、高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費の一部を補助する。併せて、家庭の経済的な安定を図るため「(仮称)母子・父子自立支援プログラム」の策定により、個々の家庭に合わせた伴走型の支援を行うこと。</p> <p>1 事業開始日 令和8年4月1日</p> <p>2 支給対象者 ひとり親家庭の親又は20歳未満の若者であって次の要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に住所を有していること。 (2) (仮称)秦野市母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。 (3) 就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが必要であると認められる者。 (4) 過去に本事業(他自治体の同様の事業を含む。)による給付金の支給を受けていないこと。 	

決定等を要する事項	<p>3 対象経費 高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用を対象経費とし、給付金は次の3種類に分けて支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受講開始時給付金 対象講座の受講を開始した際に支給する給付金 (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講を修了した際に支給する給付金 (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金 <p>4 給付金額及び補助率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>A 受講開始時給付金</th><th>B 受講修了時給付金</th><th>C 合格時給付金</th></tr> <tr> <th>通信</th><th>通学等※</th><th>通信</th><th>通学等※</th><th>通信</th><th>通学等※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講費用の 40%（上限 10万円）</td><td>受講費用の 40%（上限 20万円）</td><td>受講費用の 50%（A+B の上限12万 5千円）</td><td>受講費用の 50%（A+B の上限万25 万円）</td><td>受講費用の 10%（A+B+C の上限15万 円）</td><td>受講費用の 10%（A+B+C の上限30万 円）</td></tr> </tbody> </table> <p>※通学等とは、通学または通学及び通信制の併用</p>						A 受講開始時給付金	B 受講修了時給付金	C 合格時給付金	通信	通学等※	通信	通学等※	通信	通学等※	受講費用の 40%（上限 10万円）	受講費用の 40%（上限 20万円）	受講費用の 50%（A+B の上限12万 5千円）	受講費用の 50%（A+B の上限万25 万円）	受講費用の 10%（A+B+C の上限15万 円）	受講費用の 10%（A+B+C の上限30万 円）
A 受講開始時給付金	B 受講修了時給付金	C 合格時給付金																			
通信	通学等※	通信	通学等※	通信	通学等※																
受講費用の 40%（上限 10万円）	受講費用の 40%（上限 20万円）	受講費用の 50%（A+B の上限12万 5千円）	受講費用の 50%（A+B の上限万25 万円）	受講費用の 10%（A+B+C の上限15万 円）	受講費用の 10%（A+B+C の上限30万 円）																
今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月第1回定例月会議に令和8年度当初予算案を上程 3月 (仮称) 秦野市高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業実施要綱制定 4月 1日 制度内容の周知 制度開始</p>																				

学び直し支援事業の創設について

1 児童扶養手当受給世帯の現状

令和7年11月14日 こども政策課

児童扶養手当受給関係資料

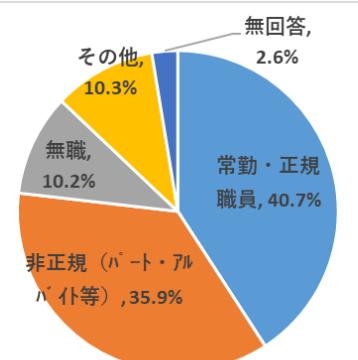
(各年度末時点)

	手当総額（円）	受給者数（世帯）	受給世帯形態内訳（世帯）			新規
			母子	父子	養育者	
R4年度	478,490,670	952	912	38	2	123
R5年度	477,034,650	936	904	30	2	104
R6年度	495,562,870	916	884	30	2	121

- 少子化の進行にかかわらず約1,000世帯で横ばい
- ひとり親世帯の約9割が母子世帯である

令和7年度児童扶養手当現況調査時（8/1～8/29）に実施したアンケート調査（回収693）（※端数処理の関係で合計100%となっていません）

就業形態について



常勤・正規職が40.7%であり、経済的に不安定な状況にある
⇒経済的な自立のサポート=自立支援が求められる

正規就業には、専門的な技術・技能を持つことが近道の一つ
⇒自立支援施策の中心

2 自立支援事業（給付関係）の現状

（1）自立支援教育訓練給付金（修学支援）【国庫補助3/4】

- 母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養している方が、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%（諸条件・上限あり）を支給

（2）高等職業訓練促進給付金（生活支援）【国庫補助3/4】

- 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあり、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得等が見込まれる方を対象に訓練期間中月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）を支給（訓練を受けている期間の最後の1年間は支給額を4万円増額）

（3）高等職業訓練修了支援給付金【国庫補助3/4】

- 高等職業訓練を修了した場合5万/2.5万円（課税状況による）を支給（（2）の加算的な位置づけ）

（4）特定高等職業訓練促進給付金【県費10/10】

- 高等職業訓練給付金受給者のうち、3職（看護師・介護福祉士・保育士）の場合、扶養する子の人数（3人以上で判断）で月額3万/5万円を上乗せ給付（県独自施策）

自立支援関連給付の実績一覧（令和4～6年度）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	支給額（円）	人数	支給額（円）	人数	支給額（円）
自立支援教育訓練給付金	5	389,593	5	272,864円	2	257,250
高等職業訓練促進給付金	20	17,285,000	17	18,799,000円	18	18,732,000
高等職業訓練修了支援給付金	3	125,000	4	175,000円	10	375,000
特定高等職業訓練促進給付金	—	—	—	—	10	3,030,000

制度利用者の就業成果

	修了者	就業者	就業率
令和4年度	8	7	87.5%
令和5年度	10	9	90.0%
令和6年度	10	10	100%
合計	28	26	92.8%

3 現状における課題

資格取得を目的としての修学に対する支援が中心となっている

最終学歴により希望する資格取得支援に結びつかないケースがある（支援の空白）

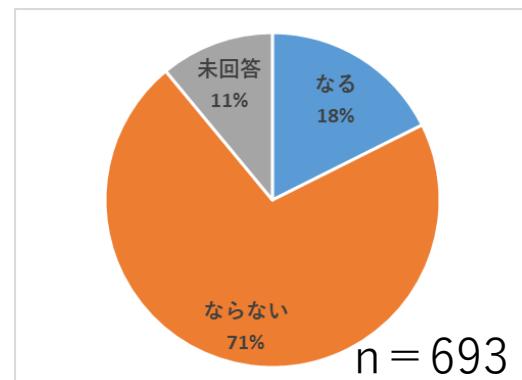
- 看護師や保育士等は資格取得のための養成機関（専門学校や短大、大学など）に通うためには高卒資格・高卒認定が必要であり、それらがない場合は長期の実務経験が必要
- 児童扶養手当受給者の年齢構成は40歳代が48%と最も高く、長期の実務経験を積むための時間的な余裕がないことが想定される



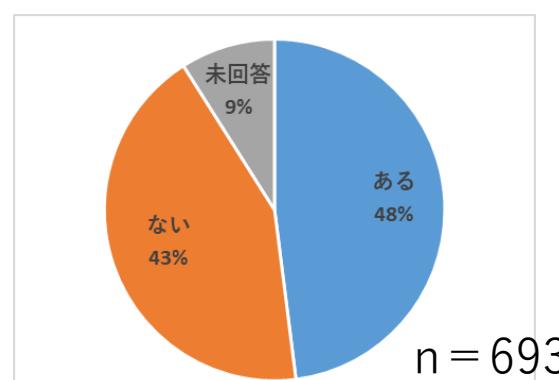
高校卒業資格を持たない方が、希望する資格を取得するための近道として高卒認定資格取得することを支援

★ ニーズ調査 令和7年度児童扶養手当現況調査時（8/1～8/29）に実施したアンケート調査（回収693）

高卒認定資格取得支援の対象となるか



高卒認定資格支援事業に関心があるか



2020国勢調査によると40代で中学卒業が最終学歴の割合は5.3%で
アンケート結果の18%は3倍以上高い数値である

実際に対象となる回答よりも、関心があるとする回答が多いのは、
子の将来に対する制度への期待があるものと考えられる

4 学び直し支援事業（新規事業）

（1）概要

ひとり親家庭の親及び20歳未満の若者を対象として、高等学校卒業程度認定試験対策のため、講座（通信含む）を受講した場合、受講費用の一部を補助する。併せて家庭の経済的な安定を図るため「自立支援プログラム」を作成することにより、個々の家庭に合わせた伴走型の支援を行う。

（2）補助の内容

ひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験対策のため、講座（通信含む）を受講する際に受講費用の一部を助成する。

（国の母子家庭等対策総合支援事業補助金「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の制度をベースとする）

- ア 通信講座 最大15万円
- イ 通学及び併用 最大30万円

【詳細】

A開始時給付金		B修了時給付金		C合格時給付金	
通信制	通学及び併用	通信制	通学及び併用	通信制	通学及び併用
受講費用の40% (上限10万円)	受講費用の40% (上限20万円)	受講費用の50% (A+Bの上限12万5千円)	受講費用の50% (A+Bの上限25万円)	受講費用の10% (A+B+Cの上限15万円)	受講費用の10% (A+B+Cの上限30万円)

一括ではなく、伴走支援を行いながら進捗に併せ給付を実施

(3) 市独自の上乗せ支援

国庫メニューの対象外（ひとり親家庭に該当しない）の20歳未満の若者についても、支援の対象とする（国庫補助メニューの対象外であるため上乗せ支援分は市単独財源となる）

ア 対象を拡大する理由

高等学校の授業料無償化により、経済的な理由で進学を断念するケースは減少することが想定される
⇒ひとり親世帯等、親の事情によらず、幅広く学び直しを希望する若者の支援が求められる

イ 想定活用数

市内中学卒業生の進路状況調査（公立中）

秦野市教育委員会より

卒業者数 (A)	(B)/ (A)	
	うち進学・就職以外 (B)	
令和4年	1,347人	18人
令和5年	1,397人	6人
令和6年	1,276人	8人
合計	4,020人	32人

神奈川県公立高校退学者（神奈川県教育統計（令和3年）より抜粋）

生徒数 (A)	退学者数 (B)	(B) - (C) = (D)		(D)/ (A)
		うち進路変更 (C)		
全日制	121,470人	1,089人	448人	641人
定時制	5,186人	459人	184人	275人
合計	126,656人	1,548人	632人	916人

本市で潜在的な高卒認定試験資格テスト利用者数 = 進学・就職以外の生徒数（32人）+高校進学のうち退学者数（3,988人×0.7% = 28人）= 60人

(4) 令和8年度積算

想定利用数	予算額	予算額		
		国庫補助 (3/4)	一般財源	
ひとり親家庭支援	30万円×2名	60万円	45万円	15万円
若者支援（上乗せ）	30万円×3名	90万円	—	90万円
合計	30万円×5名	150万円	45万円	105万円

ひとり親家庭の利用想定2件は、現在のひとり親家庭の相談実績から活用が見込める事例を根拠とし、上乗せの若者支援は潜在的な対象層を60名程度の中で、近隣自治体の実績（ひとり親の子の利用が年1件程度）から3件を見込むもの

5 制度導入効果

- (1) これまで中学卒業が最終学歴のために、資格取得に対する一歩を踏み出せなかつた方の後押しとなり、自立支援につなぐためのルートが新たに確保される（切れ目ない支援のひとつ）
- (2) 不登校や、高校中退などになった際に、学び直しの機会創出になる
(負の連鎖の解消)
- (3) 人材不足が常態化する看護師、保育士等エッセンシャルワーカーの人材確保の一助となる
- (4) 自立支援プログラムの策定により、個々の事情に応じた伴走型の支援が可能となる
- (5) 児童扶養手当受給者が自立することで、財政支出（扶助費）の軽減につながる

6 課題

- (1) 人員体制
現在母子・父子自立支援員（会計年度職員）2名が個々の相談に伴走対応しながら、自立支援事業を実施しており、制度創設後もこの体制下で対応可能（人員拡充不要）
- (2) 成果目標数
 - 県内導入自治体は政令市を除く16市中9市（平塚、藤沢、茅ヶ崎、逗子、横須賀、厚木、大和、海老名、綾瀬）で、実績としては年1～2件程度
 - 活用数よりも、多様化するニーズに応えるため、空白となっている部分をフォローするセーフティーネット的な意義を重視

7 資料編

(1) 高校卒業程度認定試験概要

ア 趣旨

学校教育法第90条第1項の規定により、高校を卒業していないなどのために大学等を受験できない者に対し、高校卒業者と同等以上の学力があることを認定する試験。（旧大検）合格者には大学・短大・専門学校の入学資格を付与。就職・資格試験にも高卒者と同等に扱われるよう働きかけている

イ 受験資格

16歳になる年度から受験可能（合格者が18歳未満の場合は満18歳から合格者となる）

ウ 試験科目

国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の6教科・11科目の中から受験者の選択で8～9科目

エ 試験日程・場所

年2回（8月/11月） 都道府県ごとに1会場（47会場）、少年院、刑務所等矯正施設

(2) 他自治体の実施状況（政令市及び町村除く）

自治体名	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
平塚市	○	○	○
鎌倉市	○	○	
藤沢市	○	○	○
小田原市	○	○	
茅ヶ崎市	○	○	○
逗子市	○	○	○
三浦市	○	○	
秦野市	○	○	
厚木市	○	○	○
大和市	○	○	○
伊勢原市	○	○	
海老名市	○	○	○
座間市	○	○	
南足柄市	○	○	
綾瀬市	○	○	○
横須賀市	○	○	○

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、対象はひとり親家庭の親及びその20歳未満の子を対象（国庫補助対象）。本市が創設を目指す学び直し支援事業が対象とするひとり親を限定しない20歳未満の若者対象は実施自治体無し。

(仮称) 秦野市ひとり親家庭等に対する高等学校卒業程度認定試験
合格支援給付金事業実施要綱（案）

令和 8 年 4 月 1 日
施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は20歳未満の若者が高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の負担軽減を図ることにより、効果的に学び直しを支援し、より良い条件での就業又は転職等将来の選択肢を広げることを目的として給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第 2 条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金 対象講座の受講を開始した際に支給する給付金
- (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講を修了した際に支給する給付金
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって、現に同条に規定する児童を扶養している者をいう。）又は20歳未満の若者であって、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等、既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 秦野市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（令和 8 年 4 月 1 日施行）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- (3) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (4) 過去に本事業（他自治体の同様の事業を含む。）による給付金の支給を

受けていないこと。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額)

第5条 支給する給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 受講開始時給付金

対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用に100分の40を乗じて得た額（その額が100,000円（通学又は通学及び通信制併用の場合（以下「通学等の場合」という。）にあっては、200,000円）を超えるときは、100,000円（通学等の場合にあっては、200,000円）とし、4,000円を超えないときは、支給の対象としない。）

(2) 受講修了時給付金

対象者が対象講座の受講のために支払った費用に100分の50を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。（受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が125,000円（通学等の場合にあっては、250,000円）を超えるときは、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は125,000円（通学等の場合にあっては、250,000円）とし、4,000円を超えないときは、支給の対象としない。）

(3) 合格時給付金

対象者が対象講座の受講のために支払った費用に100分の10を乗じて得た額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が150,000円（通学等の場合にあっては、300,000円）を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は150,000円（通学等の場合にあっては、300,000円）とする。）

2 前項の規定により算定した支給額に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる。

(事前相談の実施)

第6条 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給を受け

ようとする対象者（以下「申請者」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定する母子・父子自立支援員にあらかじめ相談するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による相談の結果、特に支援が必要と認めたときは、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等を適切に組み合わせて支援できるよう、申請者ごとに母子・父子自立支援プログラム等に基づき、寄り添い型の支援を行うことを提案するものとする。

（対象講座の指定の申請）

第7条 申請者は、受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始日（通学制の場合にあっては、受講する講座の所定開講日、通信制（通信制に準じるものも含む。）の場合にあっては、受講申込み後、最初の受講施設による教材の発送の日）前に対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、添付書類により確認すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該申請者の同意に基づいて、その公簿等により確認することとし、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
(2) 秦野市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱第〇条の規定により作成した母子・父子自立支援プログラムの写しその他自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（受給要件の審査）

第8条 市長は、受講対象講座指定申請書の提出を受けた場合は、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をし、対象講座の指定を行ったときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、対象講座の指定について申請者の意向も踏まえ、対象講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適當か否かを

審査するとともに、必要に応じ、講座の変更を助言する等的確な支援を行うものとする。

4 申請者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格している等、高卒認定試験の試験科目の免除を受けられるときには、必要最小限の科目についての受講となるように助言する等、適切な支援を行うものとする。

(対象講座の指定の取下げ)

第9条 受講対象講座の指定を受けた申請者は、受講の取りやめ等により支給要件に該当しなくなったときは、受講対象講座指定通知書の写しを添付し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定取下書（以下「取下書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により取下書の提出があったときは、受講対象講座指定を取り消すものとする。

(受講開始時給付金の申請等)

第10条 申請者は、受講開始時給付金の支給を受けようとするときは、受講開始日から起算して30日以内に、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により申請するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、添付書類により確認する事項を公募等によって確認することができる場合は、当該申請者の同意に基づいて、その公募等により確認できるとき、又は第2号に掲げる所得に関する書類について、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じであるときは、これを省略することができる。

- (1) 第7条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 第7条第2項第2号に掲げる書類
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 受講施設の長が、申請者が支払った経費について発行した領収書（申請者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。））

3 市長は、第1項に規定する支給申請書の提出があったときは、速やかに支給の可否を決定し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給

付金支給（却下）決定通知書（以下「支給（却下）決定通知書」という。）により、申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは、併せて支給額を算定し、通知するものとする。

（受講修了時給付金の申請等）

第11条 申請者は、受講修了時給付金の支給を受けようとするときは、受講修了日（受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講修了を証明する日をいう。）から起算して30日以内に、支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により申請するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、添付書類により確認する事項を公簿等によって確認することができる場合は、当該申請者の同意に基づいて、その公簿等により確認できるとき、又は第2号に掲げる所得に関する書類について、証明すべき対象となる所得が受講開始時給付金申請時と同じであるときは、これを省略することができる。

- (1) 第7条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 第7条第2項第2号に掲げる書類
- (3) 第10条第2項第3号に掲げる書類
- (4) 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づき、申請者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (5) 第10条第2項第4号に掲げる書類

3 市長は、第1項に規定する支給申請書の提出があったときは、速やかに支給の可否を決定し、支給（却下）決定通知書により、申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは、併せて支給額を算定し、通知するものとする。

（合格時給付金の申請等）

第12条 申請者は、合格時給付金の支給を受けようとするときは、文部科学省が発行した合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、市長に支給申請書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により申請するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、添付書類により確認する事項を公簿等によって確認することができる場合は、当該対象者の同意に基づいて、その公簿等により確認で

きるとき、又は第2号に掲げる所得に関する書類について、証明すべき対象となる所得が受講修了時給付金の申請時と同じであるときは、これを省略することができる。

- (1) 第7条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 第7条第2項第2号に掲げる書類
- (3) 第10条第2項第3号に掲げる書類
- (4) 受講修了時給付金に係る支給（却下）決定通知書の写し
- (5) 文部科学省が発行する合格証書の写し

3 市長は、第1項に規定する支給申請書の提出があったときは、速やかに支給の可否を決定し、支給（却下）決定通知書により、申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは、併せて支給額を算定し、通知するものとする。

（費用の算定）

第13条 給付金の対象となる費用は、申請者が現に支払った費用として受講施設の長が証明する次に掲げる費用とする。ただし、支払方法は問わないものとする。

- (1) 入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料をいう。）
 - (2) 受講料（対象講座の受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。）
 - (3) 前号に掲げる経費に係る消費税
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象としない。
- (1) 高卒認定試験の受験料
 - (2) 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 講座の補講費
 - (4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等の費用
 - (7) 前項各号に掲げる費用について、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合におけるクレジット会社に対する分割払手数料及び金利
 - (8) 申請者が支給の申請をした時点で受講施設に対して未納となっている入学料又は受講料

(周知等)

第14条 市長は、必要に応じ、広報紙等で情報提供することで、本事業について周知を図るとともに、母子・父子自立支援員等と密接に連携し、受講勧奨に努める等ひとり親家庭の親又はその児童の就業を支援するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、本事業の実施に当たっては、修了証明書、領収書等の発行を行う受講施設の協力が不可欠であるため、密接な連携を図るとともに、本事業について受講施設が必要な情報については、積極的に提供するものとする。

(取消通知書)

第16条 市長は、申請者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、その旨を当該対象者にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定取消通知書により、通知しなければならない。

(給付金の返還)

第17条 市長は、偽りその他不正な手段により、この給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金返還命令書により、給付金の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式例 1)

(仮称) 母子・父子自立支援プログラム

ケースNo.	面接日時	年　月　日　(　　)　(　　:　　)		
	面接者名		申込形態	<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 紹介 (　　) <input type="checkbox"/> その他 (　　)
氏　名			生年月日	年　月　日　(満　歳)
現住所	〒			
住民登録地	〒			
本籍地	〒			
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 友人の紹介 (具体的に :) <input type="checkbox"/> 家族・親族の紹介 (具体的に :) <input type="checkbox"/> 当事者団体の紹介 (具体的に :) <input type="checkbox"/> 警察・病院の紹介 (具体的に :) <input type="checkbox"/> 福祉関連機関・施設の紹介 (具体的に :) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に :)			
福祉サービス利用歴				
問題の進展・ 来所に至る 経緯	年月日	できごと		
前夫(前妻)との 関係・養育費	<input type="checkbox"/> 連絡有り (定期・不定期) 養育費の支払い 養育費の支払い請求の経験		<input type="checkbox"/> 連絡無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 有り □無し (理由 :) □無し (理由 :)	
負債状況				
家計の状況				

	相談者	面接者
生活歴・現在の生活状況		
子育て・保育の状況		
健康状態(家族等も含む)		
職歴・資格等	主な職歴(勤続経験が長いもの)	
	主な転職理由	
	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	
現在の職業	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	
	本人が有する資格・免許等	
	職種、仕事の内容	
	雇用形態・給与	
	勤務時間・処遇等	
	勤務年数	
	その他	
相談内容・今後望むこと		面接者の見解
主訴		

相談内容・今後望むこと		面接者の見解
て 健 康 に つ い		
に つ い て 生 活 ・ 住 居		
育 子 育 て ・ 保		
て 収 入 に つ い		
て 養 育 に つ い		
て 仕 事 に つ い		
そ の 他		
自立目標		
自立・就労に対する阻害要因		支援方策

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

＜対象講座＞

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

＜支給内容＞

（1）通信制の場合

- 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（2）通学又は通学及び通信併用の場合

- 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【R4 実施自治体数】381自治体

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R4 支給実績】事前相談：189人 支給者数：119人